様式第11号(第16条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 介護保険特例給付割合適用承認(不承認)通知書 | 　 |

第　　　　　号

年　　月　　日

　　〒

　　身延町

　　　　　　　　　様

身延町長

　　先に申請のありました介護給付率の特例適用申請については、次のとおり決定しましたので通知します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 被保険者番号 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 被保険者氏名 | 　 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 決定年月日 | 年　　月　　日　　 | 　 |
| 決定事項 | 　 |
| １承認する | 適用年月日　　　　年　　月　　日有効期限　　　　年　　月　　日 |
| ２承認しない | 理由 |

　問い合わせ先

　　身延町役場福祉保健課

　　　　　　住所　山梨県南巨摩郡身延町切石117-1

　　　　　　電話番号　0556-20-4611

　不服の申立て

　　この通知書について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に山梨県介護保険審査会に審査請求をすることができます。

　住所　山梨県甲府市丸の内1-6-1　山梨県健康長寿推進課

　電話番号　055-223-1453

　　また、審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、審査請求の裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内(6箇月以内であっても、裁決の日から1年以内)に、身延町を被告(訴訟において身延町を代表する者は身延町長となります。)として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

　　なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

　(1)　審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

　(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

　(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。